

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530069

研究課題名（和文） 裁判員裁判における法医学証拠の提示方法と事実認定の適正化に関する研究

研究課題名（英文） The study of the method for presentation of medical evidences and the efforts to ensure proper control of the criminal fact findings in the trial by lay judges.

研究代表者

南部 さおり (NAMBU SAORI)

横浜市立大学・医学部・助教

研究者番号：10404998

研究成果の概要（和文）：特に児童虐待事件に注目し、裁判員裁判の対象となる傷害致死、逮捕監禁致死、保護責任者遺棄事件につき、それぞれ裁判傍聴、刑事確定訴訟記録の閲覧、事件関係者（医師や弁護士）などを通じて調査した。結果として、裁判員裁判を意識した証拠収集が行われており、目撃者のいない児童虐待の事実を立証するために、積極的かつ包括的に医学専門家の意見を聴取することで、裁判員の心証を勝ち取っている実態が示唆された。そして、被告人の犯行の悪質さを示す医学的証拠が、裁判員の実事認定および量刑評価の双方に大きな影響を与えていることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：We focused on fatal child abuse cases that were subject to the trial by lay judge (saiban-in) in which the offenses had been charged of ‘Injury Resulting in Death’, ‘Unlawful Capture or Confinement Resulting in Death’ or ‘Abandonment by a Person Responsible for Protection Resulting in Death’, and we investigated through the hearing in the public attendance of trials, inspection of established criminal case records and hearing from the parties concerned in the cases (doctors, forensic pathologists and/or lawyers). We found that the investigators increasingly sought expert opinions from many doctors to obtain the conclusive evidences than before. Then we clarified that medical evidences indicating viciousness of the abusive act by the defendant had a great influence on the both facts findings and the sentencing in the trial by lay judges.

In the new criminal justice system in Japan, citizens who serve on the lay judges tend to take a strict attitude against a child abuse.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：刑事司法

キーワード：裁判員裁判・医学鑑定・事実認定

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 裁判員裁判導入前の状況

2000年頃から、わが国でも児童虐待は深刻な社会問題として認知されてきていたが、メディアや一部の有識者は、深刻な児童虐待に対する刑事司法の事実認定の甘さや刑罰の寛大さを指摘してきており、今般の裁判員裁判の開始により、市民感覚が適切に事実認定や量刑に反映されることが見込まれていた。

殊に被告人が虐待を頑強に否認する事案では、裁判所は犯罪事実の認定に消極的な傾向があり、児童虐待事件における医学的な理解の不足や解釈の誤りが主な原因であると考えられた。

### (2) 医学的知見をめぐる変化

新たな刑事訴訟制度の検討・導入時期と足並みを揃えるように、わが国における児童虐待に対する診断学は格段の進歩をみせ、同時に、多くの医療者に対し児童虐待を適切に診断するための啓発が盛んに行われた結果、加害親が虐待を頑強に否認する事案において、訴追側がかなり積極的に、医学的意見を虐待の根拠として提示するようになってきていた。

## 2. 研究の目的

本研究では、裁判員裁判という新たな司法制度において、医学的知見がどのように提示され、証拠と事実認定者との間でいかなる相互作用がなされ、最終的にどのような事実認定が行われたのかを、裁判傍聴や法医鑑定実務、確定訴訟記録の閲覧や事件関係者との情報交換などを通じて明らかにする。そこで得られた知見は、速やかにリスト化し、重要な事例については事例研究を行う。そして、それらの知見は様々な関連分野での学術集会等で逐次報告を行い、様々な立場の専門家のみならず、一般市民にも、広く活用してもらえよう努める。

## 3. 研究の方法

所属機関や研究協力を得た医療機関での鑑定実務、裁判傍聴、メディア報道、刊行物、裁判記録・判例、合衆国証拠法実務の状況・Case Reportsなどの各種マテリアルの網羅的な収集、検討作業に従事する。

### (1) 児童虐待死

研究を進める過程で、死因に関する争いが

最も顕出した児童虐待致死事例に焦点を絞ることとした。

### (2) 柔道事故

児童虐待事例研究とあわせて、柔道事故により頭部外傷を負い、裁判となった事例の検討を行うこととした。その理由としては、以下である。

①柔道事故では、児童せっかん死事例と同様、被害者の多くが急性硬膜下血腫を発症しており、ほとんどの事例において、受傷機序につき争いとなっている。すなわち、かかる柔道事故裁判においては、「被害者が頭部を打撲したか否か」という、現在裁判員裁判で多く扱われている「乳幼児揺さぶられ症候群」をめぐる訴訟状況と酷似しており、本研究に対しきわめて示唆深いものと考えられた。

②柔道事故被害者の会の協力が得られたことから、裁判記録の閲覧や当事者の意見聴取等の機会が多く得られた。

③従来は民事裁判として争われてきた柔道事故が、近年、刑事告発されたり、訴追される事案が増えてきている。これらの事件では、加害者においてきわめて故意に近い状況があり、今後裁判員裁判の対象となることが十分に想定された。

## 4. 研究成果

### 研究の主な成果

#### (1) 児童虐待と裁判員裁判に関する研究

裁判員制度の導入に伴い、検察側は「見て、聞いて、分かる」立証に努めると共に、被告人の積極的な自供が得られない児童虐待死事件においては、司法解剖の所見に基づき、複数の専門分野にわたる医師たちからいくつもの意見書や供述調書を得るようになってきている。殊に「乳幼児揺さぶられ症候群」については、急性硬膜下血腫/脳浮腫/網膜出血がその「三徴」とされていることから、被告人が虐待行為、とりわけ暴力的揺さぶり行為を否認している事案においては、児童虐待を専門とする小児科医をはじめ、脳神経外科医、小児脳神経外科医、放射線科医、眼科医、皮膚科医など、それぞれの所見に通じた専門家から個別に意見を聴取している実情が明らかとなった。こうした捜査活動は、奇しくも研究代表者が2001年に「『虐待』事実の認定と医学的知見—今後の展望」として記した、「児童虐待事例においては、ただ一度の

解剖医・法医学者による医学鑑定をまっとう因果関係の認定を行うより、必要に応じて、複数分野の専門家が意見を交換し、ともに互いの見解をたたかわせたり、あるいは補強しあったりする手続が行われることが望ましい。…したがって、虐待死が疑われる事案については、捜査段階において医師、児童相談所をはじめとする多くの専門家意見を積極的に取り入れることを、原則的な手続とする」べきとの指摘に、きわめて近い状況が実現しているものといえる（南部さおり「児童虐待の刑事事実認定—児童せっかん死事例における医学的証拠の地位を中心に—」、明治大学法学研究論集第16号、35-54頁、2001年）。

こうしたわが国の児童虐待事例における医学証拠の活用方法の変遷については、2012年9月に米国ボストンで開催された「乳幼児揺さぶられ症候群」の国際学会 Twelfth International Conference on Shaken Baby Syndrome/Abusive Head Trauma. において “The findings of fact and the roles of medical evidences in Japanese criminal cases of SBS.” のタイトルで口演発表を行い、各国の専門家の関心を集めた。学会報告後に開示された Survey Summary での評価はきわめて高く、主催者側からは、すでに次回報告のオファーを受けており、本研究に対する国際的注目度の高さがうかがえた。

また、児童虐待死裁判員裁判における医学証拠の問題については、当事者の尋問技術を含め、いまだ未解決な部分が少ないことから、2013年度～2015年度の科学研究費補助金（基盤研究（C）基金）の助成により、「否認事件の裁判員裁判における医学証人の尋問技術に関する研究」として、今年度以降も研究を継続することが決定している。

## (2) 著書『代理ミュンヒハウゼン症候群』

中日新聞社の協力の下、2010年5月に京都地裁で行われた「点滴汚染水事件」の全9日間の裁判員裁判傍聴を行った。同書では、同裁判の内容について詳細な解説を行った上で、医学的な証拠に対する裁判員の解釈の問題点を指摘した。また、同裁判傍聴によって得られた知見は、難解な医学的コンディションであり、複雑な児童虐待でもある同症候群の資料として、非常に有用なものであった。

同書における同事件の解説は、複数のメディアで取り上げられ、いまだ話題を呼んでいる。

## (3) 柔道頭部外傷事故訴訟における医学的証拠の取扱いについて

研究組織における「乳幼児揺さぶられ症候群」の研究成果の公表と周知に伴い、研究代表者は、柔道事故被害者家族から「柔道事故

でも同じ現象が起きる可能性」についての専門的意見を求められるようになり、次第に柔道事故裁判の実情を研究するようになった。それぞれの柔道事故では、いずれも激しい医学的論争が起きており、被告の主張内容は「被害者の頭部を畳に打ったことはなかった、乱暴に頭部を回転させたことはなかった」と、「乳幼児揺さぶられ症候群」の否認事件の場合と非常に似通っていた。また同時に、学校ないし自治体が事故の責任を否定する論旨が判で押したように同じであることも明らかとなった。

近年、学校柔道における高い事故発生率および死亡者数が明らかとされてきており、今後、柔道事故が刑事事件となり、裁判員裁判の対象となり得ることも考慮し、本研究の副次的な成果として、一般市民に正しい知識を普及することや、係争中の柔道事故裁判に対する医学証拠の提供や助言などを行ってきた。その成果としては、全国柔道事故被害者の会第4回シンポジウム（東京）で、乳幼児揺さぶられ症候群の裁判例を中心とした考察「柔道事故と医学証拠・裁判—児童虐待事例を参考にして」および、同会第5回シンポジウム（名古屋）において、確定した柔道事故裁判の資料に基づく考察「柔道事故と医学証拠・裁判」と題する講演を行った。その他、すでに判決に至った複数の柔道事故裁判についても、可能な限り全記録を精査し、裁判における医学証拠の役割と誤用についての解説を行っている（雑誌論文(1)(4)-(6)）。なお、論文(5)については、2013年5月23日の毎日新聞の解説委員によるコラム「発信箱」で紹介され、様々な分野からの反響を呼んだ。

また、柔道事故裁判に関し、2013年4月18日のThe International Herald Tribune誌が大きく取り上げ、広く国際的な関心を集めていることがうかがえたこともあり、現時点において、欧文医学論文 “Case of Fatal Head Trauma Suffered During Japanese Judo.”（研究代表者と脳神経外科 野地雅人医師との共著）を著し、国際医学雑誌に投稿中であり、今後の国際的な議論の呼び水となることが期待される。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計10件）

- (1) 南部さおり「柔道練習中の死亡事例への刑法の適用に関する考察」、横浜市立大学論叢 人文科学系列、査読無、64巻 3・4

号、2013年（印刷中）

- (2) 南部さおり、自殺と犯罪、刑事司法、犯罪学雑誌、査読無、79巻3号、2013年（印刷中）
- (3) 南部さおり、那須亜矢子、西村明儒、藤原敏、育児放棄（Neglect）における加害者の「認識」の考察、犯罪学雑誌、査読無、79巻3号、2013年（印刷中）
- (4) 南部さおり、学校災害における国の責任—小野寺勇治君柔道事故訴訟からの教訓—、NCCD Japan、査読無、第44号（通算117号）、3-36頁、2013年
- (5) 南部さおり、「公知の事実」としての柔道事故—柔道必修化に伴う諸施策と、横浜市裁柔道事故判決の意義について—、横浜市立大学論叢 人文科学系列、査読無、64巻1号、87-109頁、2013年
- (6) 南部さおり 柔道事故における結果の予見可能性と裁判、NCCD Japan、査読無、第41号（通算114号）、40-55、2012年
- (7) Nambu S et al, Shaking-related child abuse: vigorous shaking of pram. *Pediatrics International*, 査読有、54(3): 431-433, 2012.  
doi: 10.1111/j.1442-200X.2011.03464.x.
- (8) 南部さおり、裁判員裁判における医学鑑定と事実認定、NCCD Japan、査読無、第40号（通算113号）、44-59頁、2011年
- (9) Nambu S et al, Fatal Child Abuse in Japan: Does a trend exist toward tougher sentencing?. *The Journal of Injury and Violence Research (JIVR)*, 査読有、Jul;3(2):74-9, 2010.
- (10) 南部さおり、「代理ミュンヒハウゼン症候群」について、東京医師歯科医師協同組合会報『TMD Cメイト』、査読無、No. 261. 8-9. 2010.

〔学会発表〕（計9件）

- (1) 南部さおり、那須亜矢子、西村明儒、藤原敏、「裁判員裁判における児童虐待死事件の量刑判断」第97次日本法医学会学術全国集会（ロイトン札幌（北海道）、2013年6月27、28日）
- (2) 南部さおり、那須亜矢子、西村明儒、藤

原敏、「柔道事故訴訟における急性硬膜下血腫発症機序の認定」第97次日本法医学会学術全国集会（ロイトン札幌（北海道）、2013年6月27、28日）

- (3) 南部さおり、那須亜矢子、西村明儒、藤原敏、「育児放棄（Neglect）における加害者の「認識」の考察」第49回日本犯罪学会総会（東京慈恵医科大学（東京都）、2012年12月1日）。
  - (4) 南部さおり、「自殺と犯罪、刑事司法」、「シンポジウム 自殺」、第49回日本犯罪学会総会（東京慈恵医科大学（東京都）、2012年12月1日）。
  - (5) Nambu S. et al. The findings of fact and the roles of medical evidences in Japanese criminal cases of SBS. Twelfth International Conference on Shaken Baby Syndrome/Abusive Head Trauma. (国際学会、ボストン（アメリカ）). 2012年9月29-10月1日。
  - (6) 南部さおり、那須亜矢子、西村明儒、藤原敏、「学校における柔道事故裁判と指導者の予見可能性」、第48回日本犯罪学会総会（独協大学（埼玉県））、2011年12月3日。
  - (7) Nambu S et al. Crime and punishment of Corpse dismemberment after homicide in Japan. International Symposium Advances in Legal Medicine. 国際法医学会、フランクフルト（ドイツ）。2011年9月26-30日。
  - (8) Nambu S, Fujiwara S. Sentencing against fatal child abuse cases in Japanese criminal justice. 16th World Congress International Society for Criminology (国際犯罪学会、神戸国際会議場（兵庫県）). 2011年8月5-9日。
  - (9) Nambu S. Sex crimes in the new Japanese criminal procedure. 16th World Congress International Society for Criminology. Criminology (国際犯罪学会、神戸国際会議場（兵庫県）). 2011年8月5-9日。
- 〔図書〕（計3件）
- (1) 南部さおり『児童虐待—親子という絆、親子という鎖』、教育出版、2011年、161頁。
  - (2) 越智啓太ら編集『法と心理学の辞典—犯罪・裁判・矯正—』、南部さおり、「児童虐待」（228-231頁）、「代理ミュンヒハウゼン症候群」

(234-235 頁)、朝倉書店、2011 年.

(3) 南部さおり 『代理ミュンヒハウゼン症候群』、アスキー新書、2010 年、231 頁.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

南部 さおり (NAMBU SAORI)  
横浜市立大学・医学部・助教  
研究者番号：10404998

### (2) 研究分担者

藤原 敏 (FUJIWARA SATOSHI)  
横浜市立大学・医学研究科・教授  
研究者番号：20173487

西村 明儒 (NISHIMURA AKIYOSHI)  
徳島大学・大学院ヘルスバイオサイエンス  
研究部・教授  
研究者番号：60283561

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：